

ジェネリック医薬品への切替差額通知 ⑩1004955

国民健康保険に加入されている対象者に対し、現在使用されている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額のお知らせを7月・11月・翌年3月に郵送しています。

利用を希望する方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

▼保険年金課
☎23-35149 FAX23-0180

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。（簡易書留郵便は、受け取る際に押印または署名が必要です。配達時に不在の場合、郵便受に案内が入りますので、郵便局へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください）

住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合

あらかじめ申請する必要があります。印鑑と身分証明書をご持参の上、保険年金課または渥美支所・赤羽根市民センターへお越しください。（代理の方が申請する場合は、代理の方の印鑑と身分証明なども必要です）



保険証の色が変わります

保険証の色が、青色からオレンジ色に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しいオレンジ色の保険証を医療機関の窓口へ提示してください。

▼保険年金課

☎23-3514 FAX23-0180

令和2年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

◆保険料の計算方法

保険料額は、1人ずつ均等に負担していただく均等割額・1人当たり4万8765円と、所得に応じて負担していただく所得割額・所得金額33万円×9.64%の合計額です。なお、1人当たりの上限額は64万円です。

◆保険料の納期

■特別徴収

偶数月の年金から天引き

■普通徴収

7月から翌年2月までの毎月計8回、口座振替または納付書でお支払い（途中で特別徴収となる場合もあります）

◆保険料の軽減

世帯主と後期高齢者医療被保険者の所得金額の合計に応じて、均等割額の軽減が判定されます。

◆令和2年度から保険料の軽減率が変わります

■均等割の軽減率が変わる方
・所得が33万円以下の世帯の方は均等割額の7.75割を軽減
（以前は8.5割を軽減）
・所得が33万円以下の世帯で年金収入が80万円以下の方は均等割額の7割を軽減
（以前は8割を軽減）

◆保険料の支払方法

年金からの引き落とし（特別徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替の場合は、手続きが必要ですので、お問い合わせください。

◆後期高齢者医療電話窓口設置

▼保険年金課

☎23-3514 FAX23-0180

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療の保険料と保険証に関するコールセンターを開設します。保険料の算定方法や保険証の負担割合などをコールセンターへお問い合わせください。

☎(0570)011558

期間：7月13日(月)～8月31日(月) 時間：午前8時45分～午後5時15分

▼保険年金課

☎23-3514 FAX23-0180

ご利用ください。訪問看護。

私たちは、看護の力で、みなさまの健やかな暮らしを支えます。

お問い合わせ・在宅療養・退院準備に関するご相談は…

 合同会社さくらさく
ママーズ訪問看護ステーション

TEL 0531-36-6512 田原市赤石一丁目30番地

●看護師さん募集中：訪問看護の経験不問。働き方 要相談。

重量鉄骨で頑丈な建物を建てます!

まずはご相談ください

家で家を建てます!

住宅・倉庫・車庫・店舗・畜舎など

 株式会社 デーテック
D-TEC TEL.0531-25-0041 田原市野田町東野口16-2